

～第114期決算(2013年4月15日)分配金は70円(1万口あたり、税引前)～

「パン・パシフィック外国債券オープン」 ～第114期決算 分配金のお知らせ～

投資家の皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「パン・パシフィック外国債券オープン」は、2013年4月15日(月)に第114期決算を迎えました。

当期における分配金額は70円(1万口あたり、税引前)と致しましたので、お知らせいたします。

今後の運用につきましては、従来同様、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国の債券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用してまいりますので、引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

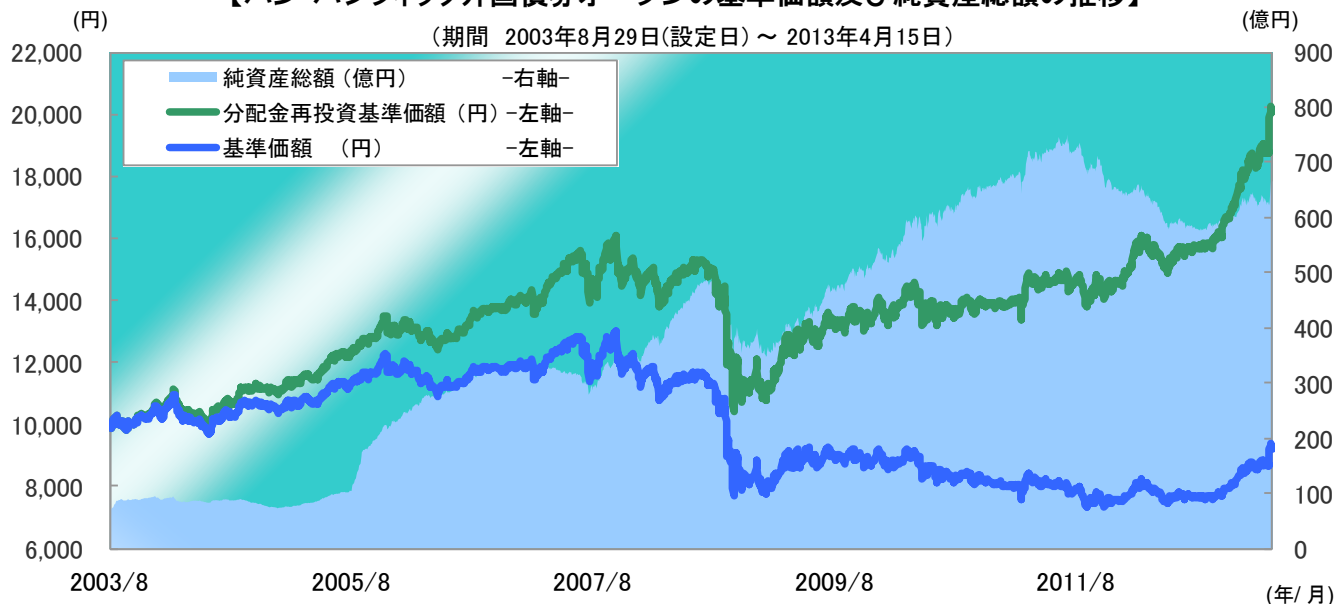
第114期分配金 **70円**
(1万口あたり、税引前)

～分配金変更の経緯～

当ファンドでは、第97期決算(2011年11月15日)から第113期決算(2013年3月15日)までの期間は、毎月分配金を60円お支払いしましたが、2012年後半より欧州債務危機問題に対する過度な悲観が後退したことや2013年に入ってからの円安効果により基準価額が回復基調となりました。弊社では、このような市場動向等を総合的に勘案し、第114期決算時(2013年4月15日)の分配金を、60円から70円へ引き上げました。

※ 分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づき決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

【パン・パシフィック外国債券オープンの基準価額及び純資産総額の推移】



※ 分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

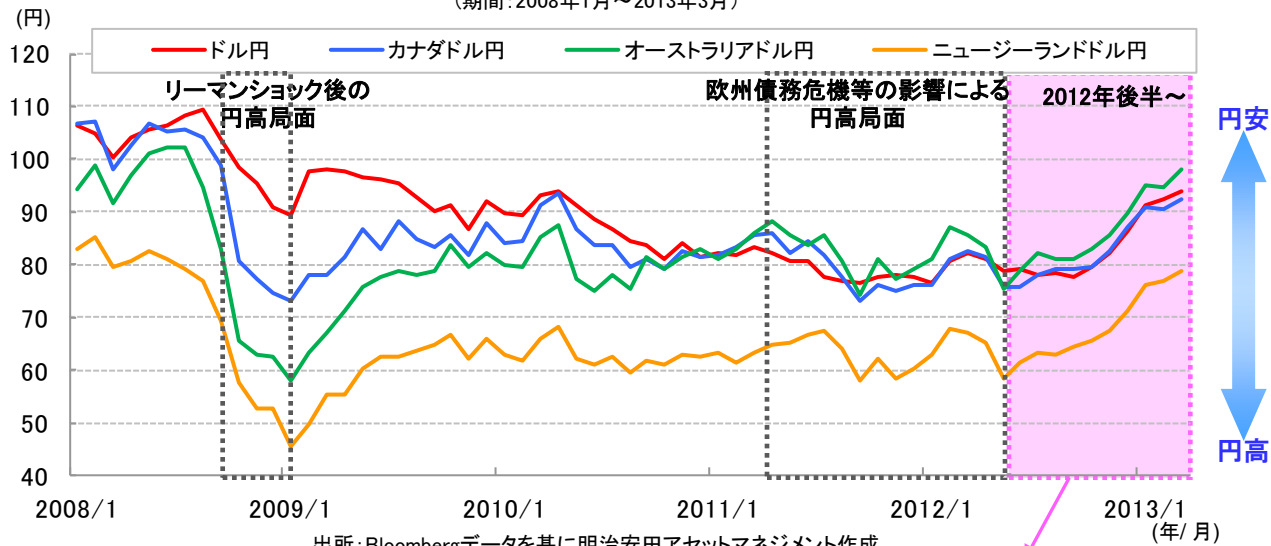
※ 上記は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

投資環境について

1. 為替相場について

＜当ファンドの投資対象4通貨の対円レート推移＞

(期間: 2008年1月～2013年3月)

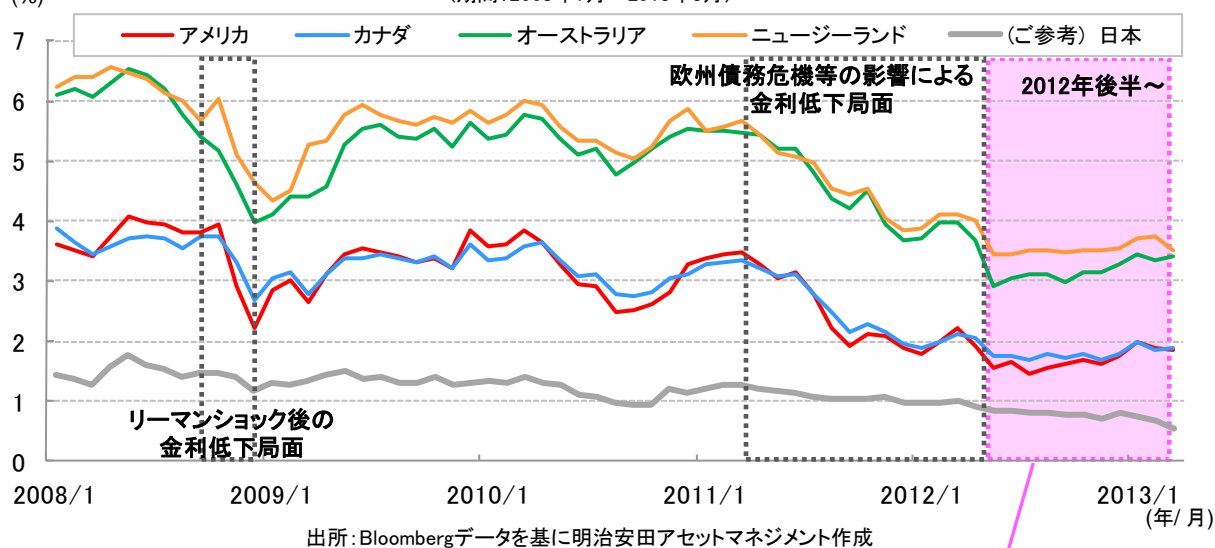


2012年後半より欧州債務危機などに対する過度な悲観が後退したことや、2013年に入ってからの日銀による金融緩和効果などで、為替相場は円安基調に転じ、当ファンドの基準価額上昇に寄与致しました。

2. 金利動向について

＜当ファンドの投資対象4カ国の10年国債金利の推移＞

(期間: 2008年1月～2013年3月)

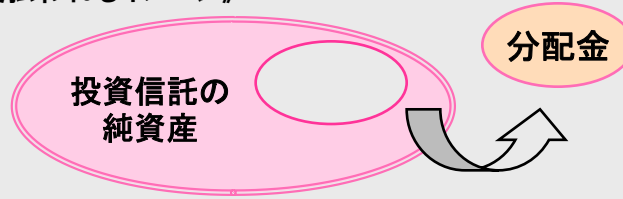


日米欧の量的緩和政策が継続していることもあり、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの金利は、歴史的にみても低水準にあります。しかし、引き続き、日本国債利回りと比較すると魅力的な水準にあると考えます。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

《投資信託で分配金が支払われるイメージ》

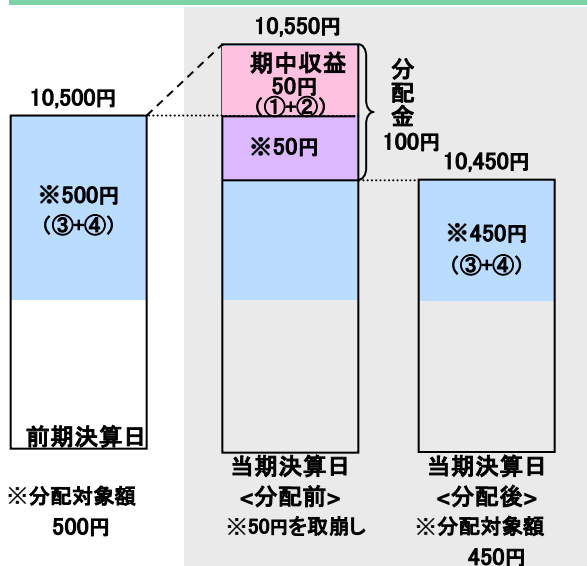


*上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

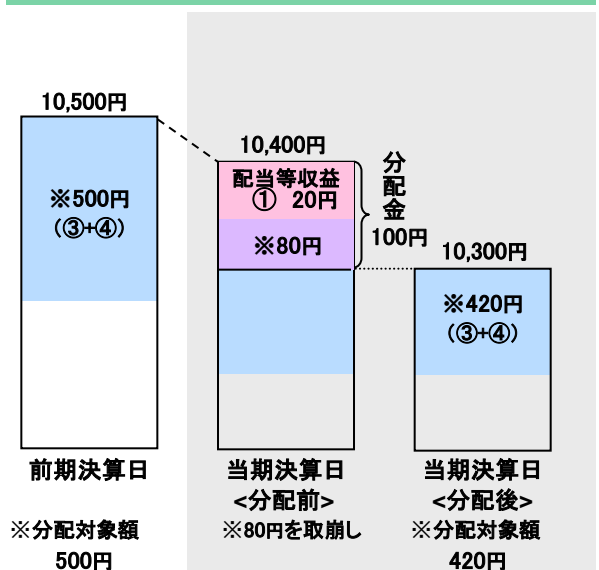
●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

（前期決算から基準価額が上昇した場合）



（前期決算から基準価額が下落した場合）



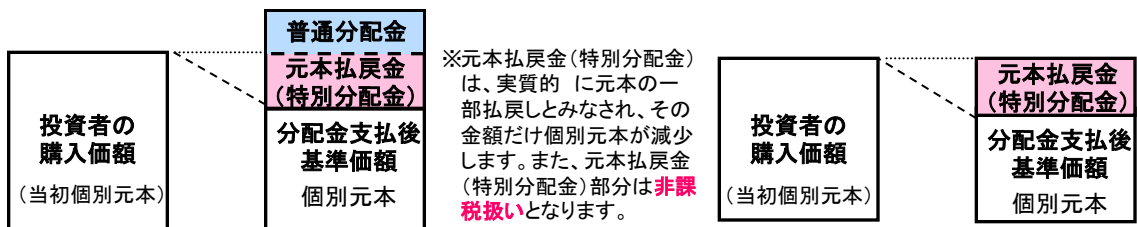
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金により構成されます。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、交付目論見書等でご確認ください。

ファンドの投資方針・特色およびご注意事項

《ファンドの投資方針・特色》

- 環太平洋先進諸国の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。具体的には、環太平洋先進諸国（アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国を指します。）の国債、州債、政府保証債、政府機関債および国際機関債を、信用リスクを抑えつつ、ポートフォリオ全体のデュレーション管理により、金利変動リスクに配慮しながら、安定したパフォーマンスを目指して運用を行います
- 原則として、取得時の格付がA格相当以上の信用度が高いと判断される債券に投資します。
- 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。
- 毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

《投資信託ご購入時の注意事項》

- ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書（交付目論見書）で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- 投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預金等と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用（信託報酬）、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

《当資料ご利用にあたってのご留意事項》

- 当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

● 設定・運用は

 明治安田アセットマネジメント

商号等 / 明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号
加入協会 / 一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787
（営業日の午前9:00～午後5:00）
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

【投資リスク】

■ 基準価額の変動要因

ファンドは、外国の債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

債券価格変動リスク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規程（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

【手続・手数料等】

■ お申込メモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。（基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。）※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	申込みの受付は、販売会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎてからの申込みは、翌営業日の取扱いとします。
購入・換金申込不可日	ニューヨークの銀行またはカナダの銀行の休業日の場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設けることがあります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限（2003年8月29日設定）
繰上償還	委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	月1回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 （注）当ファンドには、「一般コース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.myam.co.jp/
運用報告書	2月および8月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.625% (税抜2.5%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。				
信託財産留保額	ありません。				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、 年1.05% (税抜1.00%) の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。 (年率)				
	各販売会社の 純資産総額	配分			合計
		委託会社	販売会社	受託会社	
	100億円以下の部分	0.4725% (税抜0.45%)	0.5250% (税抜0.50%)	0.0525% (税抜0.05%)	1.05% (税抜1.00%)
100億円超 300億円以下の部分	0.4200% (税抜0.40%)	0.5775% (税抜0.55%)			
300億円超の部分	0.3675% (税抜0.35%)	0.6300% (税抜0.60%)			
その他の費用・ 手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。				

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の場合の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して 10.147%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 10.147%

- ・上記は、2013年3月末現在のものです。2014年1月1日以降は20.315%の税率となる予定です。
税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。
 - ・法人の場合については上記とは異なります。
- ※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社(委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社(受託者) 三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 販売会社 次頁の販売会社一覧をご覧ください。

【販売会社】

●お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会
銀行	株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長 (登金) 第6号	日本証券業協会
	株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第3号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	オーストラリア・アンド・ ニュージーランド・バンキン グ・グループ・リミテッド(銀行)	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第622号	日本証券業協会
	株式会社大光銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第61号	日本証券業協会
	株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長 (登金) 第3号	日本証券業協会
	株式会社第三銀行	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第16号	日本証券業協会
	株式会社肥後銀行	登録金融機関 九州財務局長 (登金) 第3号	日本証券業協会
	株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長 (登金) 第1号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	株式会社武蔵野銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第38号	日本証券業協会
	株式会社静岡中央銀行	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第15号	日本証券業協会
	株式会社鳥取銀行	登録金融機関 中国財務局長 (登金) 第3号	日本証券業協会
	株式会社愛知銀行	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第12号	日本証券業協会
証券会社	岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第52号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第165号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
	極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第65号	日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長 (金商) 第140号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	SMB C日興証券株式会社 (投信スーパーセンター、ダイ レクトコース専用)	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第2251号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	日産センチュリー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第131号 商品先物取引業者	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会
	浜銀T T証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第1977号	日本証券業協会
	フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第152号	日本証券業協会
	ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長 (金商) 第5号	日本証券業協会
	明和證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第185号	日本証券業協会
	楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第195号 商品先物取引業者	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会
	ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長 (金商) 第8号	日本証券業協会
	株式会社S B I証券	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第44号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	西日本シティT T証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長 (金商) 第75号	日本証券業協会
保険会社	明治安田生命保険相互会社	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第123号	日本証券業協会